

# 小規模保育 総合補償制度 のご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険 + 学校契約団体傷害保険特約セット普通傷害保険)

## 本制度の趣旨

本制度は、小規模保育事業を運営される全国小規模保育協議会会員が施設管理運営上遭遇する不測の事故に対する備えを行う為に、2015年に創設いたしました。

本制度は、小規模保育事業運営の実態に適した補償内容となっておりますので、是非この機会にご加入されますことをおすすめいたします。



## 本制度の特色

- 1 **小規模保育事業特有の事故に対応する損害保険制度です。**
- 2 **賠償責任保険と傷害保険セット加入により施設に関する事故を包括的に補償します。**

① 保育園向け賠償補償

② 園児向け傷害補償

### 〈保険期間〉

2020年4月1日午後4時 から 2021年4月1日午後4時まで 1年間  
※中途加入は毎月20日締切(手続完了)、翌月1日より補償開始

小規模保育事業者の皆さまが安心して  
事業を運営していくために…

小規模保育事業運営の実態に適した、  
必要なサポートがセットされたプランです。



### 安心 1

## 相手方への賠償

他人の身体・財物に損害を与え、保育園等に法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

#### POINT 1

ケガだけでなく、提供した給食やおやつに起因した事故も対象となります。

#### POINT 2

事故処理に要した取片付け費用や調査費用などを補償します。

#### POINT 3

天災危険に伴う事故により法律上の賠償責任が生じた場合も補償対象となります。

4～7ページへ

### 安心 2

## 園児のケガの補償

在籍している園児がケガをした場合、保育園側の賠償責任の有無に関わらず補償します。



#### POINT 1

日射病（熱射病）などの熱中症にも対応します。

#### POINT 2

細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）などの特定感染症も補償します。

#### POINT 3

細菌性およびウイルス性食中毒も補償します。

#### POINT 4

天災危険に伴う事故も補償します。

8～9ページへ

# 小規模保育総合補償制度の概要

## 補償内容と保険料

施設賠償責任保険と傷害保険のセットプランとなっており、事業者の皆さま、園児の皆さまの万が一の事故に備えます。

施設賠償責任保険	
補償の種類	保険金額
身体障害	1名 1億円 / 1事故 3億円 (免責金額1事故1万円)
財物損壊	1事故 100万円 (免責金額1事故1万円)
人格権侵害補償	1名 20万円 ・ 1事故 20万円
訴訟対応費用補償	1事故につき 100万円
初期対応費用補償	1事故につき 100万円
年間保険料 (園児1名につき)	<b>1,200円</b>

【自動セット特約】 飲食物危険補償特約 (小規模保育補償制度用)、人格権侵害補償特約 (小規模保育補償制度用)、訴訟対応費用補償特約 (小規模保育補償制度用)、初期対応費用補償特約 (小規模保育補償制度用)、特定危険補償特約等

### 事故例 このような場合に補償します

- 保育の目が行き届かず 園児をケガさせてしまった
- 火災が発生し園児に ケガさせてしまった
- 提供した食事によって 食中毒が発生した
- 建物の管理状況が悪く、地震の際にケガをさせてしまった

傷害保険 ※1~5口までご加入いただけます	
補償項目	1口あたりの保険金額 (ご契約金額)
死亡・後遺障害	103万4,000円
入院保険金日額	1,500円
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額] × 5 (注) 1事故につき1回の手術に限ります。
通院保険金日額	1,000円
年間1口あたり保険料 (園児1名につき)	<b>1,800円</b>

【自動セット特約】 学校契約団体傷害保険特約 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズなし)、熱中症危険補償特約 (団体傷害保険特約用)、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約 (学校契約団体傷害保険用)、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約、天災危険補償特約

### 事故例 このような場合に補償します

- 施設内でのケガ
- お散歩中の交通事故によるケガ
- 施設内で食べたものが原因で食中毒になったとき
- 施設内で熱中症になったとき
- 施設内での地震によるケガ

★上記保険料に園児1名あたり制度運営費200円が加算されます。

★施設賠償責任保険の保険料の算出の基礎になる園児数は契約締結時の園児数となります。

★傷害保険の保険料の算出の基礎になる園児数は前年度の4月から3月までに在籍した平均在籍者数となります。(新設保育園の方は10ページ4をご参照ください)

### ご加入例

前年度園児数・契約締結時の園児数10名、傷害保険2口にご加入の場合

施設賠償責任保険  
**1,200円**

×10名 +

傷害保険  
**1,800円**

×10名×2口 +

制度運営費  
**200円**

×10名 =

合計保険料  
**50,000円**

## I. 施設賠償責任保険

### □ 保険金をお支払いする主な場合

#### ● 施設所有（管理）者賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

#### ● 飲食物危険補償特約（小規模保育補償制度用）

提供する飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に他人に身体の障害または財物の損壊を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### ● 人格権侵害補償特約（小規模保育補償制度用）

施設所有（管理）者賠償責任保険または飲食物危険補償特約（小規模保育補償制度用）に損害の原因と規定されている事由に起因して、次のいずれかに該当する不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀（き）損
- (b) 口頭、文書、凶画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害

#### ● 初期対応費用補償特約（小規模保育補償制度用）

施設所有（管理）者賠償責任保険または飲食物危険補償特約（小規模保育補償制度用）に損害の原因と規定されている事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (a) 事故現場の保存に要する費用
- (b) 事故現場の取片付けに要する費用
- (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用
- (d) 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用

ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限ります。

#### ● 訴訟対応費用補償特約（小規模保育補償制度用）

施設所有（管理）者賠償責任保険で争訟に関わる費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次の費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (a) 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用
- (b) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
- (c) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等を含みません。

ただし、被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限ります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。



## □お支払いする主な保険金

賠償責任保険金および対象となる費用	内 容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
②損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続をするために要した費用
④応急手当・緊急措置費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤争訟費用 (訴訟費用・弁護士費用など)	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
⑥協力費用	引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用
⑦初期対応費用	「保険金をお支払いする主な場合」の「初期対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)」に記載のとおりです。
⑧訴訟対応費用	「保険金をお支払いする主な場合」の「訴訟対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)」に記載のとおりです。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の保険金額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として合計額をお支払いします。ただし、⑤については①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑤争訟費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④応急手当・緊急措置費用」の一部を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### 「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## □保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払しません。

### <賠償責任保険普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動もしくは騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 等

### <施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリングラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊
- 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、昇降機または自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了・引渡し・放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任 等

### <飲食物危険補償特約（小規模保育補償制度用）でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造または提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- 提供した飲食物の回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置に起因する損害賠償責任 等

### <人格権侵害補償特約（小規模保育補償制度用）でお支払いしない主な場合>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任 等

### <上記以外に保険金をお支払いしない主な場合>

- 石油物質が加入者証記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ◇ 水の汚染による他人の財物の滅失、損傷または汚損に対する損害賠償責任
  - ◇ 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに対する損害賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任
  - ◇ 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防または死体の検案
  - ◇ 医療品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
  - ◇ 身体の美容または整形（理容・美容を含みます。）
  - ◇ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- 弁護士・会計士・建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
- 建築、土木、組立その他の工事の遂行に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害（ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因して身体の障害または財物の損壊が生じたことにより被保険者が負担した損害賠償責任
  - ◇ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
  - ◇ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同様の有害な特性

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## II. 保育園児向け傷害保険

### □ 普通傷害保険の概要

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）セット

●被保険者とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 〔基本契約〕(国内外補償)	死亡 保険金	学校管理下中 <sup>(注1)</sup> の事故によるケガ <sup>(注2)</sup> が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合  死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。  〔注〕 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除く） ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング <sup>(※)</sup> 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑩自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 (※) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
	後遺障害 保険金	学校管理下中 <sup>(注1)</sup> の事故によるケガ <sup>(注2)</sup> が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合  後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。  〔注1〕 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。  〔注2〕 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。	
	入院 保険金	学校管理下中 <sup>(注1)</sup> の事故によるケガ <sup>(注2)</sup> が原因で、入院した場合  入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。  〔注〕 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ <sup>(注2)</sup> をされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金	学校管理下中 <sup>(注1)</sup> の事故によるケガ <sup>(注2)</sup> が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合  入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。  〔注〕 1事故につき1回の手術に限ります。	
	通院 保険金	学校管理下中 <sup>(注1)</sup> の事故によるケガ <sup>(注2)</sup> が原因で、通院（往診を含みます。）した場合  通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。  〔注1〕 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ <sup>(注2)</sup> をされても通院保険金は重複してはお支払いできません。  〔注2〕 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	

※熱中症危険補償特約がセットされており、被保険者が日射・熱射により身体に障害が生じた場合も、各補償項目の保険金をお支払いします。

※天災危険補償特約がセットされており、地震・噴火、これらによる津波を原因とするケガについても、各補償項目の保険金をお支払いします。

※特定感染症危険支払特約がセットされており、保険責任開始日からその日を含めて11日目以降に被保険者が一類から三類の感染症を発病した場合、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。（継続契約の場合は保険責任開始日から補償されます。）



(注1) 「学校の管理下中」とは、次に掲げる間とします。

- 学校（保育所等を含みます。）の授業<sup>(※1)</sup>中
- 在校中<sup>(※2)</sup>
- 教育活動行事<sup>(※4)</sup>への参加中
- 登下校中<sup>(※5)</sup>

(※1) 学校（保育所等を含みます。）の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。

(※2) 在校中

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設<sup>(※3)</sup>内にいる間をいいます。

ただし、学校施設<sup>(※3)</sup>内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限り、

(※3) 学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。前記以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

(※4) 教育活動行事

教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいい、学校の教職員が引率するものに限り、

(※5) 登下校中

授業（小規模保育施設で行う授業をいいます。）、教育活動行事<sup>(※4)</sup>、学校行事<sup>(※6)</sup>のため、住居と学校施設<sup>(※3)</sup>とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。

(※6) 学校行事

入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(注2) ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

ケガには、偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

用語のご説明 五十音順に記載しています。

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(※1)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ② 先進医療に該当する診療行為<sup>(※2)</sup>
    - (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
    - (※2) ②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、  
ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「先進医療」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症、または三類感染症をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師の診断<sup>(※)</sup>による発病をいいます。

(※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

# ご加入手続きについて

## 1. 加入申込票の入力、送付

別添の「小規模保育総合補償制度加入申込票」に必要事項を記入の上、**2020年2月28日までに到着するよう送付ください。**

<加入申込票送付先>

NPO法人全国小規模保育協議会  
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-14-1 KDX神保町ビル4F

## 2. 保険料の振込

- ・ 加入申込票により算出された保険料（合計保険料）を、下記口座宛にお振込ください。  
なお、振込手数料は施設様にてご負担いただきますようお願いいたします。
- ・ お振込みの際は、振込名義人について下記の通りとしてください。  
株式会社様→カブ)社名 NPO法人様→トクヒ)法人名 合同会社様→ゴウ)社名
- ・ 同一法人が運営する複数園の保険料を分けて振り込まれる場合は、振込名義人にどの園の保険料が分かるよう園名などをご入力ください。

**2020年2月28日までに着金するようお手続きください。**

<保険料振込口座>

三菱UFJ銀行0005 深川支店086 普通 0237643  
特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 理事長 駒崎弘樹

## 3. 中途加入手続について

上記期日以降に中途加入を希望される場合、毎月20日までに手続完了（加入申込票の到着及び保険料の着金）するものに限り、翌月1日午後4時より保険期間（補償）が開始されます。なお、保険期間の終期は2021年4月1日午後4時となります。

## 4. 保険料の精算について（2019年4月～2020年3月まで活動のない新設保育園のみ）

「傷害保険」の保険料については、ご契約時に見込み在籍園児数で暫定保険料をいただき、保険期間終了後、実際の在籍園児数に応じた保険料を計算の上、ご契約時の保険料との差額を精算させていただきます。

なお、差額の精算に伴う振込手数料は、お客さまのご負担となりますので予めご了承ください。

「施設賠償責任保険」の保険料については、ご加入時に「契約締結時の園児数」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきますので保険期間終了後の精算は不要です。

※2020年4月から2021年3月まで、月初の在籍園児数をNPO法人全国小規模保育協議会へ毎月ご報告いただく必要がございます。  
※新設保育園以外の保育園の「傷害保険」の保険料については、前年度の4月から3月までに在籍した園児数の平均数に基づいて算出される確定した保険料になりますので、保険期間終了後の精算は不要となります。

# よくあるご質問

## お手続きについて

Q1 申し込みできる要件はありますか？

A1 全国小規模保育協議会の会員様にご加入できる補償制度です。

Q2 加入する単位は法人単位ですか？園単位ですか？

A2 園単位で加入申込みいただきます。複数園を運営している事業者様は、園ごとにお申込み手続きを行ってください。

Q3 施設賠償責任保険と傷害保険のどちらか一方だけ加入することはできますか？

A3 どちらか一方だけ加入することはできません。

Q4 加入前の月を遡って加入することはできますか？

A4 遡って加入することはできません。

Q5 印鑑はどのようなものを押印すればよいですか？

A5 法人様は代表者印を押印ください。(角印は不可です。) 個人の方は、代表者名欄にご署名ください。印鑑は不要です。

Q6 振込手数料は誰が負担するのですか？

A6 振込手数料は加入者様にご負担いただいております。

Q7 振込名義人はどのようにしたらよいですか？

A7 振込名義人は下記の通りご入力ください。  
株式会社様:カブ) 社名～ NPO 法人様:トクヒ) 法人名～ 合同会社様:ゴウ) 社名～

Q8 「契約締結時の園児数」が前年度1年間の在籍園児数と異なりますが、補償の対象となりますか？

A8 補償の対象となりますので、ご安心ください。

Q9 加入後に在籍園児数が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

A9 2019年4月から2020年3月まで1年間の実績がある保育園については、特に手続きの必要はありません。加入時より在籍園児数が増えた場合でも補償されますので、ご安心ください。  
2019年4月から2020年3月まで1年間の実績がない新設保育園については、2020年4月から2021年3月まで、月初の在籍園児数をNPO法人全国小規模保育協議会へ毎月ご報告いただく必要があります。(詳しくは10ページ4をご参照ください。)

Q10 一度加入すれば、毎年の継続加入手続きは不要ですか？

A10 自動継続ではありませんので、毎年、加入手続きが必要となります。

## 加入者証について

### Q1 加入者証はいつ届きますか？

A1 保険期間開始(4月1日)の1～2か月後に、ジェイアイ傷害火災保険(株)より「加入者証」を送付させていただきます。

### Q2 加入者証は、どこに届きますか？

A2 加入園の住所に送付させていただきます。

### Q3 加入者証を早めに欲しいのですが、可能ですか？

A3 原則、ジェイアイ傷害火災保険(株)にて必要書類(加入申込票等)と保険料のご入金の確認が取れ次第の発行となりますが、至急の場合は、NPO法人全国小規模保育協議会までご相談ください。

(補足:加入者証が届く前は、保険料振込明細と加入申込票コピーで代替できる場合もございます。ただし、その場合には、ジェイアイ傷害火災保険(株)が保険のご加入を証明したことにはなりませんのでご注意ください。)

## 解約について

### Q 解約したいのですが？

A 20ページに掲載している代理店にお問い合わせください。お手続き方法についてご案内させていただきます。

## 事故対応について

### Q 事故が発生してしまいました。手続き方法について教えてください。

A 16ページの「事故報告書」に事故内容ご記入の上、加入者証とあわせてFAXまたはメールにてご連絡ください。翌営業日以降に保険会社の担当者より折り返しご連絡させていただきます。

FAX:03-6220-1605 E-MAIL:claims\_dept@jihoken.co.jp

## 補償について

### Q1 園児が転んでケガをしました。傷害保険が対象になるのですか？

A1 おケガについては傷害保険のお支払の対象となります。さらに発生した事故によって保育園に法律上の賠償責任が発生する場合は、賠償責任保険も対象となります。

### Q2 賠償責任保険で補償されるのは、園児に対する賠償事故のみですか？

A2 いいえ、保育園が事業を運営していく上で負った賠償責任を広く補償します。園児に限らず、保護者が来園中に施設の不備によってケガを負ってしまい、施設が法律上の賠償責任を負った場合等も補償の対象となります。

### Q3 傷害保険の補償は園内にいるときに限られますか？

A3 いいえ、小規模保育総合補償制度では、保育園の管理下にあるときが対象です。お散歩中や屋外の公園などでお遊戯中の事故も含まれます。

### Q4 保険金は治療費や入院費の実費が支払われるのですか？

A4 賠償責任保険では、法律上の賠償責任を負う範囲で実費をお支払いいたします。傷害保険では、園児が負担した治療費に関わらず、ご加入いただいた保険金額に日数を乗じた金額でお支払いいたします。



# 事故が発生した場合

## 1. 事故の報告

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、遅滞なく下記までご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

### <小規模保育総合補償制度 事故連絡先>

#### ジェイアイ傷害火災保険株式会社 お客様損害サービス部

16ページの事故報告書に必要な事項を記入のうえ、加入者証とあわせてFAXまたはメールにてご連絡ください。

FAXの場合:03-6220-1605 メールの場合:claims\_dept@jihoken.co.jp

※Eメールでの事故報告いただく場合は、事故報告書を必ず添付いただくようお願いします。

お支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

## 2. 保険金請求書類

### <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。

ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### <請求書類送付先>

〒330-9890 さいたま新都心郵便局 私書箱70号

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター宛

### <書類に関するお問い合わせ>

#### ジェイアイ傷害火災保険株式会社 お客様損害サービス部

TEL:0120-667-282 営業時間:月～金 9:00～17:00 ※年末年始・祝祭日は営業していません。

### ●賠償補償部分

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

### ● 傷害補償部分

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・ 引受保険会社所定の診断書
- ・ 診療状況申告書
- ・ 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・ 保険契約者備付在籍者名簿（写）等

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

#### <その他>

- ・ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- ・ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### 3. 示談交渉について（賠償補償）

**示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金の対象にならないことがありますのでご注意ください。

# 「小規模保育総合補償制度」事故報告書

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 お客様損害サービス部 行

〈加入者証も必ず添付してください〉

報告日： 年 月 日

FAXの場合 : 03-6220-1605

E-MAILの場合 : claims\_dept@jihoken.co.jp

※FAX/E-MAIL着信確認は、03-6634-4384 まで連絡をお願い致します。  
営業時間：月～金 9:00～17:00 ※年末年始・祝祭日は営業していません。

【書類送付先】〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱70号  
ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター

送信者

TEL

FAX

E-MAIL

【ご注意】  
事故報告書をEメールに添付して送信する場合は、必ず事故報告書にパスワード (PW) を設定のうえ、  
本事故報告書を送信直後にPW記載のEメールを送信するなどの対応をしてください。  
※弊社でPWが確認できず事故報告書を開けない場合は、事故受付登録や対応ができませんので、予めご了承ください。

証券番号			
施設名		担当者名	
事故内容 (損害状況)	日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時頃
	場所		
	状況	(傷害の場合、具体的な部位・診断名、治療内容がわかれば詳細も記入ください。)	
		入院 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	手術 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
		損害額 (約 万円)	警察届 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
被保険者 (保険の補償 を受ける方) または 被害者情報	氏名	フリガナ ----- 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> (年齢: 歳)	連絡先電話番号 ① (自宅・携帯・勤務先) ② (自宅・携帯・勤務先)
	住所	〒 ー (都・道・府・県) (市・区・群)	施設との関係 <input type="checkbox"/> 入所園児 <input type="checkbox"/> その他 ( ) E-MAILアドレス
保険金 請求書類の 案内・送付方法	<input type="checkbox"/> 上記被保険者住所へ送付してください。 <input type="checkbox"/> 以下の住所へ送付してください。		
	住所	〒 ー (都・道・府・県) (市・区・群)	
	宛名	様	
要望・その他			

※示談代行サービスは行っていませんので、Jiから相手方への連絡は致しません。予めご了承ください。



## 想定される事故例 ～こんな時にお役に立ちます～

保険の種類	事故の内容
<b>施設賠償責任保険</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の外壁の一部が突然剥がれ、園児の頬にあたり負傷した。</li> <li>●施設の床が滑りやすくなっていて、園児が転倒して負傷した。</li> <li>●職員が食事の準備中、持っていたお湯が園児にかかってしまい、火傷を負わせてしまった。</li> <li>●施設職員が提供した料理が原因で食中毒が発生し、園児が入院した。(飲食物危険補償特約 (小規模保育補償制度用))</li> <li>●園児や保護者の個人的な情報をうっかり話してしまい、プライバシー侵害で訴えられた。(人格権侵害補償特約 (小規模保育補償制度用))</li> <li>●建物の耐震補強を怠ったため、地震の際に園児にケガをさせたしまった。(特定危険補償特約)</li> </ul>

保険の種類	事故の内容
<b>傷害保険</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園児が遊戯中に転んで骨折した。</li> <li>●園児同士で遊んでいて、他の園児が持っていたおもちゃがぶつかりケガをした。</li> <li>●園児が散歩中、日射病 (熱射病) などの熱中症となった。(熱中症危険補償特約)</li> <li>●保育園の給食が原因でサルモネラ菌による食中毒になった。(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約)</li> <li>●保育園のおやつときの飲物が原因で腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等) などの特定感染症になった。(特定感染症危険支払特約)</li> <li>●保育室の花瓶が地震で落下し、園児にあたりケガをした。(天災危険補償特約)</li> </ul>

## ご注意点

- 加入申込票に記入されている内容に誤りがないか再度ご確認ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険はNPO法人 全国小規模保育協議会が保険契約者となる団体契約です。ご加入いただける方は同会の会員に限ります。施設所有（管理）者賠償責任保険における記名被保険者も、同会の会員に限ります。
- この制度で傷害保険の被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、NPO法人 全国小規模保育協議会の会員である施設に入所している児童です。
- 加入依頼者と被保険者（補償の対象者。施設所有（管理）者賠償責任保険においては、保険契約により補償を受けられる方。）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき被保険者にも必ずご説明ください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
  - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
  - 学校契約団体傷害保険特約セット普通傷害保険においては、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - 施設所有（管理）者賠償責任保険においては、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
  - 施設所有（管理）者賠償責任保険において、補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  - A. ご住所の変更および加入者証に記載された事項の変更
  - B. この保険と補償が重なる他の保険契約等を契約される場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

## 個人情報の取扱説明書 (ジェイアイ傷害火災)

### 個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

#### 1.個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記 (4)、(5) に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

#### 2.収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

#### 3.個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合  
(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合  
詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 4.当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。 <ホームページアドレス:<https://www.jihoken.co.jp/>>

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、下記の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険料・保険料払込方法

### 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

【保険契約者】

### NPO法人全国小規模保育協議会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-14-1 KDX神保町ビル4F  
TEL:03-6478-8501 (直通) 03-6811-0906 (NPO法人フローレンス内) FAX:03-6811-0902  
営業時間:月～金 10:00～17:00 ※年未年始・祝祭日は営業していません。

本制度のお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】

### まほろば総合保険株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館4階  
TEL:03-3541-8681 FAX:03-3541-8682  
営業時間:月～金 9:00～17:00 ※年未年始・祝祭日は営業していません。

【引受保険会社】

### ジェイアイ傷害火災保険株式会社 首都圏支店

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー X 16階  
TEL:03-6634-4311 FAX:03-6220-1619  
営業時間:月～金 9:00～17:00 ※年未年始・祝祭日は営業していません。